国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパ ンフレットの配布が確認できる資料

薬局内でポスターの掲示、パンフレットの配布を行っていることが分かる写真を添 付すること。

|  |
| --- |
|  |